

2水管第1442号  
令和2年10月30日

水産政策審議会  
会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）  
の一部改正について（諮問第343号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第四（第二十三條關係）

大臣許可漁業

（略）

かつお・まぐろ  
漁業

制限又は禁止の措置

（略）

一〇二十六（略）  
二十七 北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよ  
しきりぎめの採捕は、農林水産大臣が定  
めた期間内においては、禁止する。  
二十八〇三十一（略）  
三十二 北緯十度の線以北の西経四十五度  
の線、北緯十度西経四十五度の点から北  
緯十度西経三十五度の点に至る直線、北  
緯十度西経三十五度の点から北緯五度西  
経三十五度の点に至る直線、北緯五度西  
経三十五度の点から北緯五度西経三十度  
の点に至る直線、北緯五度西経三十度  
の点から赤道と西経三十度の線との交点に  
至る直線、赤道と西経三十度の線との交  
点から赤道と西経二十五度の線との交点  
に至る直線及び赤道以南の西経二十五度  
の線から成る線以西の大西洋条約海域（  
次号から第三十五号までにおいて「西大  
西洋の海域」という。）におけるかつお  
・まぐろ漁業による体重三十キログラム  
未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。  
ただし、体重三十キログラム未満のくろ  
まぐろの漁獲重量が、その航海中の当該  
海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の

改正前

別表第四（第二十三條關係）

大臣許可漁業

（略）

かつお・まぐろ  
漁業

制限又は禁止の措置

（略）

一〇二十六（略）  
（新設）  
二十七〇三十一（略）  
三十一 北緯十度の線以北の西経四十五度  
の線、北緯十度西経四十五度の点から北  
緯十度西経三十五度の点に至る直線、北  
緯十度西経三十五度の点から北緯五度西  
経三十五度の点に至る直線、北緯五度西  
経三十五度の点から北緯五度西経三十度  
の点に至る直線、北緯五度西経三十度  
の点から赤道と西経三十度の線との交点に  
至る直線、赤道と西経三十度の線との交  
点から赤道と西経二十五度の線との交点  
に至る直線及び赤道以南の西経二十五度  
の線から成る線以西の大西洋条約海域（  
次号から第三十四号までにおいて「西大  
西洋の海域」という。）におけるかつお  
・まぐろ漁業による体重三十キログラム  
未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。  
ただし、体重三十キログラム未満のくろ  
まぐろの漁獲重量が、その航海中の当該  
海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| (略) |                                      |
| (略) | 百分の十を超えない場合は、この限りでない。<br>三十三～三十七 (略) |

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| (略) |                                      |
| (略) | 百分の十を超えない場合は、この限りでない。<br>三十二～三十六 (略) |

附 則

この省令は、令和三年二月一日から施行する。

# 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案 について

(北大西洋よしきりざめ国別漁獲上限担保措置関係)

令和2年10月  
水産庁国際課

## 1 趣旨

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和44年条約第1号）第1条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）については、同条約に基づく大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「I C C A T」という。）において、かつお・まぐろ類等における資源の保存管理に必要な管理措置を採択し、締約国は義務的措置の適用を確保するための国際的取締りのための制度を設けることを求められている。

令和元年11月に開催されたI C C A T年次会合において、大西洋条約海域のうち北緯5度以北の海域で漁獲されるよしきりざめ（以下「北大西洋よしきりざめ」という。）の総漁獲可能量および国別の漁獲上限を定めた保存管理措置が採択された。

これを受け、我が国では、当該保存管理措置を担保し、北大西洋よしきりざめの資源管理に寄与するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）の一部を改正（以下「本省令改正」という。）し、所要の手当てを行う。

## 2 概要

許可省令第23条及び同条に関する別表第4のかつお・まぐろ漁業の項の規定において、かつお・まぐろ漁業における操業上の制限又は禁止が定められている。

このため、本省令改正では、許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項第27号の規定において、大西洋条約海域のうち北緯5度以北の海域におけるよしきりざめの採捕については、農林水産大臣が期間を定めた期間内においては、禁止する旨の改正を行う。